

デイサービス利用者の宿泊ニーズ等に関する調査事業事業に関するQ & A

○ 補助額の目安について

問) 補助額はどの程度か。

答) 補助額については、協議の状況によって変更の可能性はあるが、実施要綱4の(1)の事業分として概ね300万円程度、同4の(2)の事業分として1箇所当たり概ね850万円を上限額とする予定である。

○ 対象経費について

問) 対象経費については、事業に必要な給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費)、役務費(通信運搬費、保険料、手数料)、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費(単価30万円以上の備品を除く)を予定しているとのことであるが、スプリンクラー設置等に要する工事費は含まれないという理解でよろしいか。

答) 貴見のとおり。宿泊等サービスに要する人件費といった運営費やベッド、パーティション等の備品購入費といった初度経費は補助対象経費に含まれるが、工事費は含まない。したがって、市町村において本事業を受託する事業所にスプリンクラー設備等が必要であると判断した場合、既に設置がなされている事業所を優先する等の対応を図られたい。

○ 国への報告

問) 国への報告に係る経費については補助対象となるのか。

答) 報告に係る旅費や資料作成に係る経費などについても補助の対象とする予定である。

○ 事業の委託先について

問) 4の(1)の事業の一部を委託することは差し支えないか。

答) 4の(1)により設置される委員会については、市町村が主体的に運営する

べきものであるが、データの集計・分析等の事務について、民間の研究機関等に一部委託を行う事は差し支えない。

問) 4の(2)の事業の委託先についてどのような事業所が想定されるか。

答) 実施要綱5の(3)により市町村が定めた事業実施のための指針に従い事業を適正に実施可能と認められる事業所を選定されたい。なお、実施要綱6の(5)に示したとおり、市町村が実施主体であることも勘案し、地域密着型サービスである指定認知症対応型通所介護事業所を優先的に選定されたい。

問) 4の(2)の事業の委託先について、例えば、適切な勤務シフトを組むことが可能である観点から、併設事業所において介護保険施設サービスを提供している事業所に限定することや、既にスプリンクラー設備等が整備されている等の条件を付すことは差し支えないか。

答) 差し支えない。その場合、5の(3)により定める指針にその旨を明記すること。

問) 4の(2)の事業の箇所数や、1市町村当たりの国庫補助額について上限は定めているのか。

答) 実施要綱上特に定めはないが、予算の範囲内で厚生労働省において査定を行うことはあり得る。

#### ○ 事業の実施方法について

問) 4の(2)の事業を利用する利用者は、宿泊した日の前日及び翌日にデイサービスを利用していなければならないのか。

答) 介護保険サービスの利用については、適切なケアマネジメントのもと、居宅サービス計画等において定められるべきものであり、宿泊の前日又は翌日にデイサービスを利用していない者であっても、宿泊等サービスを利用することは可能である。なお、緊急の利用に当たっては、利用者の心身の状況等を踏まえ、利用者を担当する居宅介護支援専門員、市町村(委員会)、デイサービス事業所又は有床診療所間で密に連携を図り、柔軟に対応すること。

問) 本事業におけるデイサービス事業所が行う送迎輸送については「介護輸送に係る法的取扱いについて（平成18年事務連絡）」の2における自家用輸送であると解釈して良いか。

答) 差し支えない。

#### ○ 事業の実施場所について

問) 4の(2)のアの事業実施に当たり、宿泊は指定通所介護事業所の区画内で行う必要があるか。

答) 原則的に、静養室や食堂・機能訓練室等の有効活用を図りたい。その場合、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第95条第3項等の規定に従い、本来のサービス利用者に支障がないことについて確認を行うこと（指定通所介護事業所で実施する場合は指定権者の都道府県と連携を図ること）。なお、当該事業所の建物内にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等の活用を妨げるものではないこと。

問) 災害時の利用者の避難経路に配慮し、宿泊スペースを1階に限定することは差し支えないか。

答) 差し支えない。その場合、5の(3)により定める指針にその旨を明記すること。

#### ○ 平成24年度以降の取扱いについて

問) 平成24年度以降、デイサービスで宿泊を行う事業はどのように整理されるか。

答) 平成24年度以降の取扱いについては、本調査研究事業の結果を踏まえ検証を行うこととしている。なお、10月に行っていただく中間報告については、検討の際に参考とさせていただきたいと考えているので、中間報告に間に合うよう、事業の早期実施についてのご協力をお願いします。